

電子請求受付システム

補足資料

第2.4版

国民健康保険中央会

国民健康保険中央会

国民健康保険中央会の許可なく複製、改変を行うことはできません。
本書の内容に関しては将来予告なしに変更することがあります。
また、本システムにより生じたいかなる損害についても本会では責任を負いかねますのであらかじめご了解のうえ、システムをご使用ください。

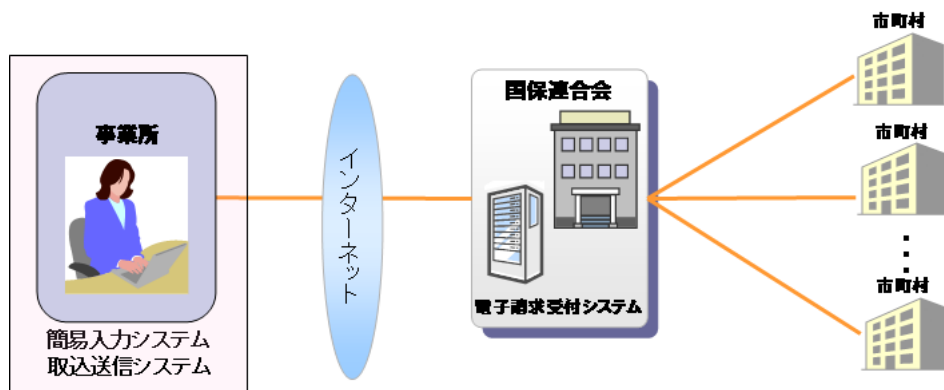
◆◆目次◆◆

はじめに	1
1. 電子請求受付システム 到達エラーメッセージ一覧	2
2. 電子請求受付システム システムエラーメッセージ一覧	9
3. 用語集	16

はじめに

この資料は、電子請求受付システムを利用するためのマニュアル補足資料です。

請求を受け付けるしくみ



略称について

このマニュアルでは、名称は略称で記述されています。

略称	正式名称
国保連合会	国民健康保険団体連合会
基本ソフトウェア インストーラ	電子請求受付システム 基本ソフトウェアインストーラ
サポートソフトウ ェアインストーラ	電子請求受付システム サポートソフトウェアインストーラ

登録商標について

- Microsoft、Windows、Windows Vista、Internet Explorer は
米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。
- Adobe Reader、Adobe PDF ロゴは、Adobe Systems Incorporated(アドビ システムズ社)の商標です。
- その他、本マニュアルに記載されている会社名、製品・サービス名は各社の登録商標、または商標です。

1. 電子請求受付システム 到達エラーメッセージ一覧

このエラーメッセージ一覧は、請求情報送信時に電子請求受付システムで実施する事前チェックにてエラーとなった場合に、到達確認画面に表示されるエラーとその対処方法を一覧形式で掲載しております。

ご利用中にエラーが発生した場合は、このエラーメッセージ一覧を確認し、対処方法を実施してください。

※当エラーのチェックは一覧の No.1 から順番に行われます。

途中でエラーが発生した場合、それ以降のチェックは行われません。

エラー内容の修正後、再度送信を行った際に別のエラーが表示される可能性があります、その場合は該当のエラーメッセージの対処法を実施してください。

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
1	請求可能なユーザID、事業所番号ではない、若しくは事業所番号が電子請求受付システムに登録されていません。 請求可能なユーザID、事業所番号であることを確認してください。	送信している事業所番号が存在しないか、または無効のため、エラーとなっています。	請求情報に設定している事業所番号に誤りがないか、確認してください。 また、指定取消等で事業所番号が無効となっている場合、請求を行うことができません。
2	到達エラー:ログインしたユーザIDでは、指定した請求先の国保連合会に請求できません。 請求先の国保連合会に請求できるユーザIDで、再度送信をしてください。	請求情報送信時に表示されるログイン画面で指定したユーザIDが、簡易入力システム、または取込送信システムで設定している請求先国保連合会の都道府県に所在していないため、エラーとなっています。	<ul style="list-style-type: none"> ログイン画面で入力したユーザIDが、請求先の国保連合会より発行されたユーザIDであることを確認してください。特に、複数の都道府県の国保連合会から発行されたIDをお持ちの場合は、ご注意ください。 請求先の国保連合会より発行されたユーザIDを使用して、再度送信してください。 請求情報の送信画面にある《請求先国保連合会》欄に、請求先の国保連合会名が表示されているか確認してください。 請求先ではない国保連合会名が表示されている場合は、登録している事業所番号が間違っていることが考えられます。この場合、正しい事業所番号を使用して、請求情報を送信していただくこととなります。(基準該当事業所の場合は、選択した国保連合会名が表示されません。)

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
3	<p>到達エラー:送信時に指定した送信区分とユーザIDの区分(本番・テスト)が一致しません。 エラー内容を訂正し、再度送信をしてください。</p>	<p>以下 2 つのいずれかが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テスト請求を行う際に、請求情報の送信画面で「テスト運用」を選択し、その後表示されるログイン画面で「テストID」を使用して請求する必要がありますが、どちらかを本番用の設定にして請求を行ったため、エラーとなっています。 ・本番請求を行う際に、請求情報の送信画面で「本番運用」を選択し、その後表示されるログイン画面で本番用の「ID」を使用して請求する必要がありますが、どちらかをテスト用の設定にして請求を行ったため、エラーとなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・テスト請求を行う場合 請求情報の送信画面にある《区分》欄は、「テスト運用」を選択して送信し、その後表示されるログイン画面では、「テストID」でログインを行ってください。 ・本番請求を行う場合 請求情報の送信画面にある《区分》欄は、「本番運用」を選択して送信し、その後表示されるログイン画面では、本番用の「ID」でログインを行ってください。
4	<p>到達エラー:請求情報で利用している請求様式では請求できません。 この様式の請求可能期間は YYYY 年 MM 月～YYYY 年 MM 月までとなっています。 サービス提供年月に対応した請求様式を利用し、再度請求を行ってください。 エラー内容を訂正し、再度送信をしてください。</p> <p>※ 「YYYY」には年、「MM」には月が入ります。</p>	<p>以下 2 つのいずれかが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正等で請求様式が変更になった後に、変更前の様式で請求を行ったため、エラーとなっています。 ・法改正等で請求様式が変更になる前に、変更後の様式で請求を行ったため、エラーとなっています。 	<p>請求を行うサービス提供年月が、どの様式を使用するのか確認し、該当する請求様式で請求情報を入力し、送信を行ってください。</p> <p>例)〇〇年 4 月サービス提供分より新様式になった場合 〇〇年 3 月サービス提供分以前の請求は旧様式を使用する。 〇〇年 4 月サービス提供分以降の請求は新様式を使用する。</p> <p>※ 請求年月ではなく、サービス提供年月で判断されますのでご注意ください。</p>
5	<p>到達エラー:この請求情報は、以下の到達番号で既に請求されています。 到達番号: XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 請求情報の内容を確認して、再度送信をしてください。</p> <p>※ 「XXX・・・」には到達番号が入ります。</p>	<p>当月に同一内容の請求が既に行われているため、エラーとなっています。</p>	<p>既に請求が行われているため、請求を行う必要はありません。ただし、既に行われている請求が「到達エラー」となっていた場合は、エラー内容を修正した請求情報を再度送信する必要があります。</p> <p>電子請求受付システムの請求情報詳細画面より、エラーメッセージに表示されている到達番号の請求を表示し、既に行われている請求の《取扱状況》を確認してください。</p> <p>既に行われている請求の《取扱状況》が「到達エラー」となっている場合は、そのエラー内容を確認し、修正した請求情報を再度送信してください。</p>

1. 電子請求受付システム 到達エラーメッセージ一覧

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
6	<p>到達エラー:請求年月YYYYMMは、現在請求の受付を行っていません。 正しい請求年月で再度請求を行ってください。 エラー内容を訂正し、再度送信をしてください。</p> <p>※「YYYYMM」には年月が入ります。</p>	<p>請求を行った月は、現在請求を受け付けていないため、エラーとなっています。</p>	<p>請求期間は毎月 1～10 日となります。請求を行った日付を確認し、請求期間でない場合は、請求期間中に再度送信してください。 また、請求情報の送信画面にある《請求年月日》欄を確認し、請求を行う年月日になっているか(通常であれば当日の年月日)を確認し、なっていない場合、請求を行う年月日を指定して再度送信してください。 どちらも該当しない場合、請求期間中にも関わらずシステムが受付中になっていない可能性がありますので、国保連合会に連絡してください。</p>
7	<p>到達エラー:請求情報に入力している事業所は、現在代理人に委託しているため、代理人しか電子請求できません。 委託している代理人に確認の上、代理人が請求してください。 エラー内容を訂正し、再度送信をしてください。</p>	<p>代理人へ請求事務を委託している事業所が、事業所自身で請求を行ったため、エラーとなっています。 また、代理人が事業所の ID を使用して請求を行った場合もこのエラーメッセージが表示されます。</p>	<p>代理人に請求事務を委託している場合、委託期間中は事業所自身で請求を行うことができませんので、代理人から請求を行っていただくよう依頼してください。 また、代理人は委託を受けている事業所の ID を使用して、請求を行うことはできませんので、必ず代理人の ID を使用して請求を行ってください。</p>
8	<p>到達エラー:ログインしているユーザIDと請求情報に入力されている事業所番号が一致しません。 ユーザ ID と請求情報に入力している事業所番号を確認の上、正しい ID、もしくは、正しい事業所番号で請求してください。 エラー内容を訂正し、再度送信をしてください。</p>	<p>請求情報の事業所番号と、ログインした際のユーザ ID が異なるため、エラーとなっています。</p>	<p>登録している事業所番号が、正しい事業所番号であるか確認してください。異なっている場合、正しい事業所番号を使用して、請求情報を送信してください。 また、請求情報送信時に表示されるログイン画面で、正しい ID を使用して請求を行ってください。</p>
9	<p>到達エラー:ログインしているユーザIDでは、請求情報に入力している事業所の請求は行えません。 ユーザ ID と請求情報に入力している事業所番号を確認の上、正しい ID、もしくは、正しい事業所番号で請求してください。 エラー内容を訂正し、再度送信をしてください。</p>	<p>代理人が、委託をされていない事業所の請求を行ったため、エラーとなっています。</p>	<p>請求情報に入力している事業所番号が、請求事務の委託を受けている事業所の事業所番号であること、また委託を受けている期間内であることを確認してください。また、その事業所番号を国保連合会へ代理人登録していることを確認してください。</p> <p>どちらも該当しない場合は、国保連合会へ連絡してください。</p>

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
10	<p>到達エラー:請求情報に入力されている事業所と請求年月で、既に別のユーザIDから請求を受付けています。</p> <p>事業所と請求年月を確認の上、請求先の国保連合会に確認を行ってください。</p> <p>エラー内容を訂正し、再度送信を行ってください。</p>	<p>国保連合会において、同一請求年月で既に請求を行っているため、エラーとなっています。</p>	<p>基本的に同一請求年月に複数ユーザからの請求を行うことができません。ただし、取下げが可能な状態であれば、国保連合会が行った請求を取下げることにより、事業所または代理人が請求を行うことができます。</p> <p>国保連合会が請求を行ったということは、国保連合会と調整し、例外的に臨時で国保連合会により請求が行われたということになります。それでも同一月に事業所または代理人が自分で請求を行うケースは通常ないと考えられ、何らかの理由で追加で請求を行いたい等があった場合は、国保連合会と調整し、国保連合会による請求分を取下げし、追加分と国保連合会による請求分をまとめて自分で請求する、または国保連合会に追加分の請求を依頼する等してください。</p>
11	<p>到達エラー:お使いのXXXXXXのバージョンでは請求ができません。最新版にレベルアップし、再度請求情報を送信してください。</p> <p>※「XXXXXX」にはシステム名が入ります。</p>	<p>請求情報の送信に利用されている簡易入力システム、または取込送信システムのバージョンが、請求に利用可能なバージョンではないため、エラーとなっています。</p>	<p>電子請求受付システムへログインし、【ダウンロード】画面から最新版の簡易入力システム、または取込送信システムをダウンロードし、インストールしてください。</p>
12	<p>到達エラー:請求書に記入されている請求年月とサービス提供年月の関連エラーです。</p> <p>請求年月>サービス提供年月を設定してください。エラー内容を訂正し、再度送信を行ってください。</p>	<p>請求情報の送信画面にある請求年月がサービス提供年月以前になっているため、エラーとなっています。</p>	<p>請求はサービス提供の翌月以降に行う必要があります。</p> <p>請求情報の送信画面にある《請求年月日》欄を確認し、請求年月がサービス提供年月の翌月以降の年月に設定されているかを確認し、されていない場合は正しい請求年月に修正し、送信してください。</p>
13	<p>到達エラー:サービス提供年月の時点で無効な事業所番号が請求情報に入力されています。</p> <p>XXXXXX 事業所番号を見直し、正しい事業所番号で再度請求を行ってください。</p> <p>エラー内容を訂正し、再度送信を行ってください。</p> <p>※「XXXXXX」には事業所番号が入ります。</p>	<p>送信している事業所番号が、サービス提供年月の時点で存在しないか、または無効のため、エラーとなっています。</p>	<p>請求情報に設定している事業所番号に誤りがないか、確認してください。</p> <p>また、指定取消等で事業所番号が無効となっている場合、請求を行うことができません。</p>

1. 電子請求受付システム 到達エラーメッセージ一覧

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
14	<p>到達エラー:サービス提供年月の時点で無効な市町村番号が請求情報に入力されています。 XXXXXX 市町村番号を見直し、正しい市町村番号で再度請求を行ってください。</p> <p>エラー内容を訂正し、再度送信をしてください。</p> <p>※ 「XXXXXX」には市町村番号が入ります。</p> <p>※ 障害児支援の場合は、「市町村番号」が「都道府県等番号」になります。</p>	<p>送信している市町村番号が、サービス提供年月の時点で存在しないか、または無効のため、エラーとなっています。</p> <p>※ 障害児支援の場合は、「市町村番号」が「都道府県等番号」になります。</p>	<p>請求情報に設定している市町村番号に誤りがないか、確認してください。市町村番号がわからない場合は、請求先の各市町村へお問い合わせください。</p> <p>市町村番号に誤りがあった場合、正しい市町村番号に修正し、請求情報を再度作成のうえ、請求情報を送信してください。</p> <p>また、市町村番号が正しい場合であっても、市町村合併等により市町村番号が変更となり、変更後の市町村番号を使用して請求を行った場合も、このエラーが表示されます。その場合は、サービス提供年月時点で有効な(合併前の)市町村番号で請求を行う必要があります。</p> <p>※ 障害児支援の場合は、「市町村番号」が「都道府県等番号」になります。</p>
15	<p>到達エラー:サービス提供年月の時点で無効な助成金請求先都道府県番号が請求情報に入力されています。 XXXXXX 助成金請求先都道府県番号を見直し、正しい助成金請求先都道府県番号で再度請求を行ってください。エラー内容を訂正し、再度送信をしてください。</p> <p>※ 「XXXXXX」には助成金請求先都道府県番号が入ります。</p>	<p>送信している助成金請求先都道府県番号が、サービス提供年月の時点で存在しないか、または無効のため、エラーとなっています。</p>	<p>簡易入力システムを利用している場合は、調査が必要となりますので、お手数ですが電子請求ヘルプデスクへ該当メッセージの内容をご連絡ください。</p> <p>取込送信システムを利用している場合は、請求情報に設定している処遇改善助成金(注 1)の請求先都道府県番号に誤りがないか確認してください。</p> <p>請求先都道府県番号に誤りがあった場合、正しい請求先都道府県番号に修正し、請求情報を再度作成のうえ、請求情報を送信してください。</p>
16	<p>付与された証明書を検証した結果、データエラーになりました。インターネット回線上の問題により、正しく送信できませんでした。再度請求情報を送信してください。上記の対応を行ってもエラーが解消されない場合、電子請求ヘルプデスクにご連絡ください。</p>	<p>送信された請求情報が、回線速度が遅い(特に ISDN)、またはデータ量が多い等で、正しく通信できなかったため、エラーとなっています。</p>	<p>再度請求情報を送信してください。再送信後もエラーが解消されない場合、調査が必要となりますので、お手数ですが電子請求ヘルプデスクへ該当メッセージの内容をご連絡ください。</p> <p>なお、ダイヤルアップや ISDN 回線をお使いの場合、請求情報を数回に分けて送信したり、TA(ターミナルアダプタ)を再起動することで送信できる場合があります。</p>

(注 1) サービス提供年月が平成 24 年 3 月までの処遇改善助成金

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
17	付与された証明書を検証した結果、環境定義エラーになりました。電子請求受付システムにおける一時的なエラーの可能性があります。再度請求情報を送信してください。上記の対応を行ってもエラーが解消されない場合、電子請求ヘルプデスクにご連絡ください。	電子請求受付システムで行う電子署名の検証の際に、何らかの問題が発生したため、エラーとなっています。	再度請求情報を送信してください。再送信後もエラーが解消されない場合、調査が必要となりますので、お手数ですが電子請求ヘルプデスクへ該当メッセージの内容をご連絡ください。
18	付与された証明書を検証した結果、検証エラーになりました。事業所からの請求等が集中し、一時的に電子請求受付システムが混み合っている可能性があります。時間をおいて、再度請求情報を送信してください。上記の対応を行ってもエラーが解消されない場合、電子請求ヘルプデスクにご連絡ください。	事業所からの請求の集中等により、サーバ側のメモリが一時的に不足したため、エラーとなっています。	時間をおいて、再度請求情報を送信してください。再送信後もエラーが解消されない場合、調査が必要となりますので、お手数ですが電子請求ヘルプデスクへ該当メッセージの内容をご連絡ください。
19	付与された証明書を検証した結果、証明書エラーになりました。パソコンにインストールされた証明書の有効期限が切れています。証明書の更新及びインストールを行い、再度請求情報を送信してください。 ※ 新しい証明書の発行申請がお済みである場合、発行された新しい証明書をパソコンにインストールしていない可能性があります。新しい証明書がパソコンにインストールされているかご確認ください。 詳しい手順については、電子請求受付システムのログイン後のFAQ『請求情報を送信した際に、「付与された証明書を検証した結果、証明書エラーになりました。」というエラーが発生する』を参照してください。	証明書の有効期限が切れている、または信頼されている証明書ではないため、エラーとなっています。	有効な証明書を使用して、再度請求情報を送信してください。使用している証明書の有効期限が切れている場合、証明書の更新及びインストールを行ってください。また、新しい証明書の発行申請がお済みである場合、新しい証明書がパソコンにインストールされているか確認してください。 (注 2)
20	付与された証明書を検証した結果、利用者情報エラーになりました。電子請求ヘルプデスクにご連絡ください。	電子請求受付システムで行う電子署名の検証の際に、何らかの問題が発生したため、エラーとなっています。	調査が必要となりますので、お手数ですが電子請求ヘルプデスクへ該当メッセージの内容をご連絡ください。

(注 2) 詳細は、FAQ[FAQ000000286 請求情報を送信した際に、「付与された証明書を検証した結果、証明書エラーになりました。」というエラーが発生する]を参照

1. 電子請求受付システム 到達エラーメッセージ一覧

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
21	<p>到達エラー:電子証明書の情報と受付けた請求情報の内容が一致しません。</p> <p>電子証明書の情報と受付けた請求情報の内容が一致しません。請求情報に入力している事業所番号、請求を行う国保連合会及びログインで入力したユーザ ID を見直してください。</p> <p>また、署名を行った証明書が正しいものであるかを確認してください。エラー内容を訂正し、再度送信をしてください。</p>	<p>請求情報のユーザ情報と、請求情報送信時に添付されている電子証明書にある情報が一致しないため、エラーとなっています。</p>	<p>入力されている事業所番号及び請求情報送信時に表示されるログイン画面で入力する ID が正しいか確認し、間違っていた場合は正しい事業所番号及び ID を使用して請求してください。</p> <p>また、代理請求を行わずに、複数事業所分の請求情報の送信を一台のパソコンで行っている場合等、証明書選択画面で選択する電子証明書が送信する事業所の証明書であるか確認し、再度送信してください。</p>
22	<p>証明書が失効しているため、受けられませんでした。</p> <p>有効な証明書を使って請求を行ってください。</p>	<p>請求情報送信時に使用している証明書が失効されているため、エラーとなっています。</p>	<p>有効な証明書を使用して、請求を行ってください。</p>

2. 電子請求受付システム システムエラーメッセージ一覧

このエラーメッセージ一覧は、電子請求受付システムをご利用中に、発生したエラーとその対処方法を事象別に掲載しております。

ご利用中にエラーが発生した場合は、このエラーメッセージ一覧を確認し、対処方法を実施してください。

<掲載されているエラーの事象>

- | | |
|--------------|-----|
| ①請求情報送信時のエラー | P10 |
| ②通知文書取得時のエラー | P13 |

※いずれも、パソコンの環境等に起因するシステム的なエラーメッセージを掲載しています。

業務的なエラーメッセージが表示された場合は、表示されたメッセージにしたがって修正等を実施してください。

- ・システム的なエラーメッセージ・・・メッセージが不明なエラー

例)「URL コード:537329665 その他内部エラーが発生しました。」

「URL <https://www.jshien.e-seikyuu.jp/Shinsei/main>

コード:S1CLM0022E Proxy 設定の取得に失敗しました。」

⇒このエラーメッセージ一覧を確認し、対処方法を実施してください。

- ・業務的なエラーメッセージ・・・メッセージに原因、対処方法が記載されているエラー

例)「請求額集計情報の自治体助成分請求額を入力して下さい」

「該当するユーザが見つかりません。ユーザ ID・パスワードを確認してください。」

⇒表示されたメッセージにしたがって修正等を実施してください。

対処方法によっては、パソコンの知識が必要となる場合もございます。

そのため、対処方法に記載されている操作がわからない場合は、表示されたエラーメッセージを記録していただき、そのエラーメッセージを電子請求ヘルプデスクへご連絡ください。

請求情報送信時のエラーメッセージ

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
1	URL コード:537329665 その他内部エラーが発生しました。	基本ソフトウェアインストーラの一部のプログラムがパソコンにインストールされていない可能性があります。 (「Microsoft Visual C++ 2005 Redistributable」がインストールされていません。)	基本ソフトウェアインストーラを再度インストールしてください。
2	URL https://www.jshien.e-seikyuu.jp/S hinsei/main コード:S1CLM0022E Proxy設定の取得に失敗しました。	プロキシ認証の設定(注 1)が不要にもかかわらず、設定をしている可能性があります。	以下の手順で誤って設定してしまったプロキシ認証の設定を元に戻します。 1. 《スタート》をクリックし、《コンピュータ》(Windows XP の場合、《マイコンピュータ》)をクリックします。 2. 【コンピュータ】(Windows XP の場合、【マイコンピュータ】)の画面が表示されるのでローカルディスク (C:)をダブルクリックします。 3. 次のフォルダを開きます。 「C:¥Program Files(Windows 7 日本語(64 ビット版)の場合、Program Files (x86))¥kokuhoe¥eSeikyuuClient」 4. 開いた画面の中にある 《Set_Proxy_Auth0_config》をダブルクリックして終了です。黒い画面が一瞬表示されますが、問題ありません。 (特に確認画面や終了画面は表示されません。)

(注 1) 詳細は、FAQ[FAQ000000210 プロキシ認証を利用している場合、請求できますか]を参照

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
3	コード:S1CLM001E 鍵ファイルが読み込めません。	署名・復号ツールが正常に動作していない可能性があります。	電子請求受付システムへログインし、ダウンロード画面から最新版の簡易入力システム、または取込送信システムをダウンロードし、再度インストールしてください。 再インストール後もエラーが解消されない場合は、「証明書発行用パスワード」をお手元にご用意いただき、次の対処を行ってください。以下の RSA フォルダ(隠しフォルダ)を削除し、電子証明書を再インストールしてください。 ・Windows Vista/7 の場合 「C:\Users\<ユーザ名>\AppData\Roaming\Microsoft\Crypto\RSA」 ・Windows XP の場合 「C:\Documents and Settings\<ユーザ名>\Application Data\Microsoft\Crypto\RSA」 ※ <ユーザ名>: Windows にログインしているユーザ名
4	URL https://www.jshien.e-seikyuu.jp/Shinsei/main コード:S1CLM0015E サーバと接続できません。ネットワークが接続されているか確認してください。 (その後「S1CLM0019E 終了処理に失敗しました。」が表示される。)	以下の原因が考えられます。 1. パソコンのシステム日付がずれている可能性があります。 2. ファイアウォールをご利用の場合は電子請求受付システムのプログラムがブロックされている可能性があります。 3. ダイアルアップや ISDN 回線の場合、インターネットに接続していない可能性があります。	1. ご利用のパソコンの日付が合っているかを確認し、パソコンの日付を正しく設定してください。 2. 次のソフトウェアのインターネット接続を許可するよう、ファイアウォールに設定してください。 ・S1CLOfficeClient(電子請求受付システム署名ツール) 3. 簡易入力システム及び取込送信システムは自動でダイアルアップはいたしません。 ダイアルアップ接続をしている状態で、請求情報を送信してください。
5	コード:S1CLM0018E XML構成管理化に失敗しました。	データが破損している可能性があります。	簡易入力システムの場合は、再度請求情報作成から行い、請求情報を送信してください。 取込送信システムの場合は、再度請求情報の取り込み、送信を行ってください。 ※ 対処方法を行ったとしても何度か同じエラーが発生する場合がありますが、何度か繰り返すことで解消されます。(10 回以上行う場合もあります。)

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
6	コード:S1CLM0021E 証明書が1件も取得できませんでした	以下の原因が考えられます。 1. 電子証明書がインストールされていない可能性があります。 2. 有効期間が未来の電子証明書である可能性があります。 3. パソコンのシステム日付がずれている可能性があります。	1. 電子請求受付システムからダウンロードしてインストールしてください。 また、証明書は Windows のユーザ毎にインストールする必要があります。 今まで請求情報を送信していたユーザとは別のユーザで送信する場合には、送信をするユーザにて証明書をインストールしてください。 2. 請求するユーザ ID の電子証明書はインストールされていますが、有効期間が未来の電子証明書です。 電子請求受付システムにログインし、有効な電子証明書をインストールしてください。 3. ご利用のパソコンの日付が合っているかを確認し、パソコンの日付を正しく設定してください。

通知文書取得時のエラーメッセージ

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
1	コード:S1CLM3001E 「FujitsuFFST.ESigAssist'のタイプ 初期化子が例外をスローしました」	署名・復号ツール及び基本ソフトウェアインストーラが正常に動作していない可能性があります。	以下の手順で署名・復号ツール及び基本ソフトウェアインストーラを再インストールしてください。(注2) 1. 署名・復号ツールをアンインストールしてください。 ※簡易入力システム、または取込送信システムをアンインストールする必要はありません。 2. 基本ソフトウェアインストーラをアンインストールしてください。 3. 基本ソフトウェアインストーラをインストールしてください。 4. 簡易入力システム、または取込送信システムのうち利用されているシステムをインストールしてください。 ※署名・復号ツールをインストールするために行います。 インストールすることにより、これまで簡易入力システム、または取込送信システムに入力されているデータが上書き、削除等されることはありません。
2	コード:S1CLM3001E システムエラーが発生しました。 保護されているメモリに読み取りまたは書き込み操作を行おうとしました。 他のメモリが壊れていることが考えられます。	環境に問題が発生している可能性があります。	パソコンを一度再起動してから、通知文書を再度取得してください。

(注 2) アンインストール方法は、[電子請求受付システム 導入マニュアル(事業所編) 4.1.1. 基本ソフトウェアインストーラのアンインストール、4.1.4. 署名・復号ツールのアンインストール]を参照

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
3	コード:S1CLM3025E コマンドラインに指定したパラメタに問題があります。	インターネット一時ファイルによって問題が起きている可能性があります。	<p>以下の手順でインターネット一時ファイルを削除した後に、通知文書を再度取得してください。</p> <p>•Internet Explorer 8/9 の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Internet Explorer(Web ブラウザ)を起動し、メニューバーの「ツール」→「閲覧の履歴の削除」をクリックします。 2. 「閲覧の履歴の削除」画面が表示されますので、「インターネット一時ファイル」にチェックをつけ、「削除」ボタンをクリックします。 (Internet Explorer 9 の場合、ファイルの削除が完了すると、画面下部に通知バーが表示されますので、通知バー右側の「×」ボタンをクリックします。) <p>•Internet Explorer 7 の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Internet Explorer(Web ブラウザ)を起動し、メニューバーの「ツール」→「閲覧の履歴の削除」をクリックします。 2. 「閲覧の履歴の削除」画面が表示されますので、「インターネット一時ファイル」にある「ファイルの削除」ボタンをクリックします。 3. 「ファイルの削除」画面が表示されますので、「はい」ボタンをクリックします。 4. ファイルの削除が完了後、「閲覧の履歴の削除」画面で「閉じる」ボタンをクリックします。 <p>•Internet Explorer 6 の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Internet Explorer(Web ブラウザ)を起動し、メニューバーの「ツール」→「インターネット オプション」をクリックします。 2. 「インターネット オプション」画面が表示されますので、「全般」タブの「インターネット一時ファイル」にある「ファイルの削除」ボタンをクリックします。 3. 「ファイルの削除」画面が表示されますので、「すべてのオフライン コンテンツを削除する」にチェックをつけ、「OK」ボタンをクリックします。 4. ファイルの削除が完了後、「インターネット オプション」画面で「OK」ボタンをクリックします。

No.	エラーメッセージ	原因	対処方法
4	<p>暗号化を解除するため、秘密交換キーを使います アプリケーションは、保護されたアイテムへのアクセスを要求しています。 CryptoAPI秘密キー</p>	<p>電子証明書のインストール時に、「秘密キーの保護を強力にする」という設定を行ったため表示されません。</p>	<p>このメッセージが表示されても、通知文書は正しく取得することができます。 表示させたくない場合は、一度電子証明書をパソコンより削除し、再度電子証明書をインストールしてください。その際に、「秘密キーの保護を強力にする」オプションのチェックを外したうえでインストールしてください。</p>
5	<p>このファイルを開けません。 ファイル: 支払決定額通知書 (201204).pdf</p> <p>※ 「(201204) 支払決定額通知書.pdf」は別のファイル名が表示される場合があります。</p>	<p>Adobe Reader がインストールされていない可能性があります。</p>	<p>Adobe 社のホームページより Adobe Reader をインストールしてください。</p>

3. 用語集

用語	内容
Adobe Reader	Adobe Systems 社の、PDF ファイル閲覧ソフトウェア。
ADSL	電話線を使い高速なデータ通信を行う技術。
CD/DVDドライブ	コンピュータの周辺機器の一つで、CD や DVD に記録されたデータを読み出す装置。
CPU	中央演算装置の略語でコンピュータの頭脳のこと。
CSV	ファイルの形式の一つ。請求情報の送信で利用している規格。
html形式	ブラウザを使用して閲覧する文書の形式。
ID	利用者を識別するために利用者一人ひとりに割り振られ使われる文字列のことをいう。 電子請求受付システムでは国保連合会より送付され、テスト用の ID と本番用の ID がある。
Internet Explorer	Microsoft 社のインターネットを閲覧するためのソフトウェア。
ISDN	電話や FAX、データ通信を統合して扱うデジタル通信網。
LAN ケーブル	同じ建物の中にあるコンピュータやプリンタ等をネットワークで接続するためのケーブル。
OS(Windows 7、 Windows Vista、 Windows XP)	オペレーティングシステム(OS)の略語。基本的な機能やコンピュータ全体を管理するソフトウェア。
PDF	電子文書の規格の一つ。無償配布の Adobe Reader で表示・印刷することができる。 国保連合会からの通知文書はこの形式で送られる。
RAM	データの読み出しと書き込みができるメモリのこと。
Service Pack	Microsoft 社のソフトウェア製品が発売された後に公開された修正プログラムをまとめたもの。製品別に提供されている。
Web サイト	Web ページのまとまりのこと。または、インターネットに接続されたコンピュータで、HTML ファイルや画像ファイル等各種 Web コンテンツが登録されている場所を指す。単にサイトとも呼ぶ。
ZIP	ファイル圧縮形式の一つ。
アイコン	処理の内容や対象を小さな絵や記号で表現したもの。
アドレス	インターネットにおける情報の「住所」にあたるもの。
アンインストール	インストールされたソフトウェアを削除し、インストール前の状態に戻すこと。
インストール	ソフトウェアをパソコン上で利用できる状態にすること。
インターネット	コンピュータ同士が電話回線、無線、光ファイバー等によって結ばれた、ネットワークの集合体。
イントラネット	インターネット技術を使って構築した企業内システムのこと。Intra(内部の)と Internet を組み合わせた造語。
インポート	別のソフトウェアで作成したファイル読み込み、データを変換して利用できるようにすること。
ウィザード	対話形式で質問に答えていくことによって、複雑なアプリケーションソフトの操作を簡便にする機能。
エラーメッセージ	ユーザが操作を誤った時や、システム等が正常に動作しなくなった時に表示されるメッセージのこと。
サポートソフトウェアインストーラ	マニュアルビューア及び問い合わせ票入力をインストールするためのソフトウェア。
ショートカット	別ファイルへの参照として機能する、実体のないファイルやアイコンのこと。
セットアップ	インストールと同じ意。
ソフトウェア	コンピュータで処理を行うための機能のことをいう。

用語	内容
ダウンロード	インターネット上にあるデータを自分のパソコンに保存することをいう。
テキストデータ	コンピュータが文字を扱うためのコードだけで構成されたデータ。多くのソフトで読むことができ、扱いやすい。
デスクトップ	パソコンを起動した時に表示される、アイコン等が並んだ画面。
トラブルシューティング	トラブル解決・対策のための情報一覧。FAQ。
ハードディスク	磁気ディスクの一つで、データを保存するための装置。
パスワード	銀行の暗証番号のようなもので、正規の利用者であることを示すために使用する。パスワードは英数字を組み合わせて作成する。
ブラウザ	インターネットを閲覧するためのソフトウェア。
マニュアルビューア	マニュアルの一元管理、最新バージョン管理及び検索を行えるシステム。
メモリ	パソコン上の主記憶装置。
メンテナンス	システムの保守作業一般を指す言葉。
ユーザ	システムを利用している人、または企業や事業所。
リンク	画面上の文字やボタンをクリックするだけで、特定の画面やホームページを開くことができる機能。
ログ	システム利用状況の履歴のこと。操作やデータの送受信が行われた日時と、行われた操作や送受信されたデータの内容等が記録されている。
ログアウト	電子請求受付システムを終了すること。
ログイン	ID とパスワードを入力して、電子請求受付システムを操作可能な状態にすること。
圧縮	一定の手順にしたがって、データの意味を保ったまま、容量を削減する処理のこと。
解凍	圧縮されたデータを元のデータに復元する処理のこと。
簡易入力システム	事業所が電子請求受付システムよりダウンロードして利用する、請求情報を作成し送信を行うシステム。
基本ソフトウェアインストーラ	電子請求受付システムを利用するために必要なソフトウェア。
継続証明書	平成 24 年 4 月の制度改正により、障害児通所支援へ移管された事業所、または障害福祉サービスに転換された障害児施設等に対して、移管、または転換される前と同様の有効期限内で発行された無償の電子証明書のこと。
従量課金制	通信サービスの課金方式の一つで、「3 分 10 円」等のように、利用時間に応じて課金される料金体系のこと。
状況照会	事業所が、電子請求受付システムを利用して請求の状態を照会すること。
代理人	代理請求を行う人のこと。
代理請求	代理人が、事業所に代わって請求事務を行うこと。
添付ファイル	本文に付属して送られるファイルのこと。
電子メール	インターネットを利用してやりとりする手紙のこと。国保連合会からのお知らせ等を受け取ることができる。
電子証明書	事業所の身元を証明する身分証明書のことで、電子請求受付システムでは、電子証明書に含まれている情報を使って、請求や通知文書の取得を実現している。
電子請求受付システム	事業所がインターネットを経由して送信した請求情報を受け付け、支払額決定通知書等を通知するシステム。
問い合わせ票入力	電子請求ヘルプデスクへ問い合わせを行う際に使用する問い合わせ票を入力するシステム。
取込送信システム	事業所が電子請求受付システムよりダウンロードして利用する、他システムで作成した請求情報を取り込み、送信を行うシステム。

3. 用語集

用語	内容
認証局	電子証明書の発行及び管理を行っている機関のことであり、電子請求受付システムでは、障害者自立支援用の専用認証局を設置している。
容量	記憶装置に収納できるデータ量のこと。

電子請求受付システム(補足資料)

変更履歴

No	変更年月日	版数	変更ページ	変更内容
1	2012/4/16	2.4	6	<p>[1. 電子請求受付システム 到達エラーメッセージ一覧]</p> <p>No.14の(エラーメッセージ)、(原因)及び(対処方法)欄の説明を修正</p> <p><u>変更前</u> 障害児施設支援の場合は、「市町村番号」が「都道府県等番号」になります。</p> <p><u>変更後</u> 障害児支援の場合は、「市町村番号」が「都道府県等番号」になります。</p> <p>No.15の(対処方法)欄の説明を修正</p> <p><u>変更前</u> …請求情報に設定している処遇改善助成金の請求先都道府県番号…</p> <p><u>変更後</u> …請求情報に設定している処遇改善助成金(注1)の請求先都道府県番号…</p> <p>表外に「(注1) サービス提供年月が平成24年3月までの処遇改善助成金」を追加</p>
2	2012/4/16	2.4	17	<p>[3. 用語集]</p> <p>表に[継続証明書]を追加</p>